報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年5月13日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

専決第3号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月1日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

31,530円

(参考) 令和3年12月10日、甲賀市水口町水口地先の県道泉水口線と市道水口・一丁の坪1号線の交差点内横断歩道上において、市有自動車の不注意による事故により、相手方を負傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

報告第4号 参考資料

議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】

令和3年12月10日、甲賀市水口町水口地先の県道泉水口線と市道水口・一丁の坪1号線の交差点内横断歩道上において、市有自動車の不注意による事故により、相手方を負傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

【賠償金】31,530円

【示談日】令和4年3月1日

位 置 図



報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年5月13日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

専決第4号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月10日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

98,087円

(参考) 令和3年7月19日、甲賀市信楽町牧地先の林道牧富川線において、落石に起 因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。 議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

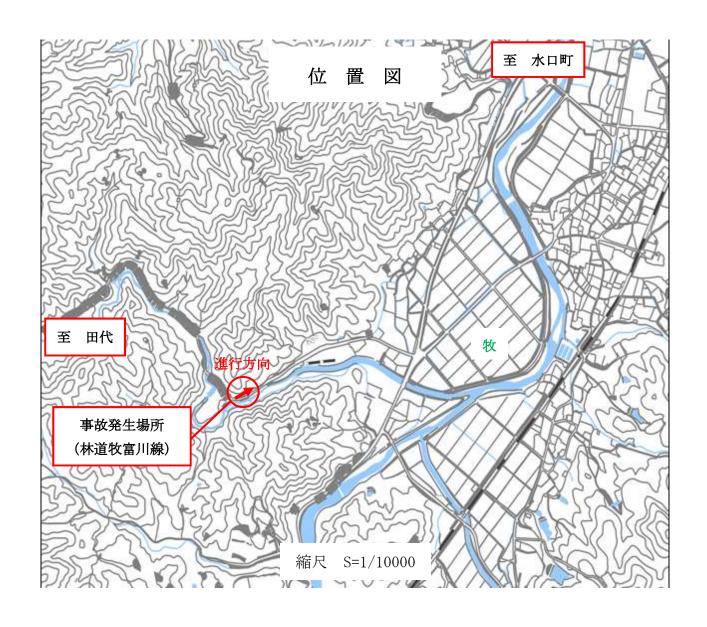
次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】

令和3年7月19日、甲賀市信楽町牧地先の林道牧富川線において、落石に起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。

【賠償金】 98,087円

【示談日】 令和4年3月10日



報告第6号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年5月13日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

専決第8号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処 分する。

令和4年4月20日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

350,450円

(参考) 令和3年12月13日、甲賀市水口町八坂地先の市道高塚・林口線において、側溝グレーチングの跳ね上がりに起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。

報告第6号 参考資料

議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】

令和3年12月13日、甲賀市水口町八坂地先の市道高塚・林口線において、側溝グレーチングの跳ね上がりに起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。

【賠償金】350,450円

【示談日】令和4年4月20日

